

平成30年9月10日

洞爺湖町議会議長 佐々木 良 一 様

洞爺湖町議会議員の定数検討特別委員会

委 員 立 野 広 志

賛成者 小 松 晃

少 数 意 見 報 告 書

平成30年8月3日の洞爺湖町議会議員の定数検討特別委員会において、留保した少数意見を次のとおり、会議規則第71条第2項の規定により報告します。

記

1 件 名 洞爺湖町議会議員の定数検討特別委員会報告書

2 意見の趣旨

平成30年6月1日付で提出のあった「洞爺湖町議会議員の削減を求める陳情」について、洞爺湖町議会議員の定数検討特別委員会の審査結果は、「採択」とされたが、少数意見の留保が認められたことにより、ここに標記の陳情に対して「不採択」とすべき意見を述べるものです。

陳情書には、「町民税、地方交付税も減少する中、町議会は町政事情や厳しい町民生活を鑑み、町議会の一層の簡素化と合理化を断行し財政改革を率先して行う責務がある」と述べ、議員定数を削減すべきであることを求めるものです。

この間の議員定数特別委員会の議論や陳情者代表の意見を聴く限り、主張される中心点は①財政のひっ迫②他の自治体との比較、③町民の「減らせ」の声、④定数削減が議会改革の一環である、⑤議員のなり手不足などです。

一番の問題は、主権者である住民が、少くない経費をかけて議会を設置し、議員を選出し、在職させるのは、住民の代表機関として議員・議会が、住民から直接負託された権能を十分に発揮し、住民意思の適正な反映と行政の監視機能を継続的に果たすためです。

議会制民主主義としての重要な議員の定数削減は、議会の行政に対する監視

機能を低下させ、多様な住民の声や少数意見を排除することにつながります。それ故、定数削減による議会経費の削減を、単に行政の簡素合理化や行政経費の節減と同じ観点からのみ論じ、ひたすら定数削減に走ろうとする時流は、地域民主主義と住民自治を後退させることにつながることは明らかです。

第1に財政負担の軽減という指摘については、町の財政は、本町に限らず、国の三位一体改革の名による地方財政の削減等のもとで、いま、多くの市町村で財政は厳しい状況です。「町財政が厳しいから議員を減らせ」という短絡的な発想ではなく、議会機能を十分に果たし、財政健全化を図りつつ、福祉の増進と、町民が安心して暮らせる洞爺湖町のまちづくりをすすめることが、いま議会に求められています。同時に、議会の在り方や運営の改善は議会改革として取り組む必要はありますが、議会経費は、行政経費と同一にみるものではなく、定数削減で議会経費をうかしたとしても、議会の監視機能を弱め、それ以上の行政のムダを生むことにつながりかねません。

第2に、町民の「減らせ」の声については、議員が働かないから、議員定数は少なくてもいいという意見も同様に指摘されます。このような町民の指摘に対して議員自らが反省するとともに、そうした声が出ないような活動をしていかなければならないということを、私たちは肝に銘じる必要があります。

議員が住民の立場に立って、住民の声をとり上げ、また、町政をしっかりとチェックすることにより、議会・議員というものは必要なものなんだ、ということを住民に知ってもらうことが大切です。

議会制民主主義の中で、議員だけが、町の予算を議論でき、決定できる立場にあります。議員が果たさなければならない役割が、地方分権が言われる中では益々重要になってきています。

第3に、定数削減の理由として、「議会の活性化」「行政改革」などがあげられていますが、「議会の活性化」は、議員定数の削減ではなく、町民に開かれた議会の改革を通してこそ実現できます。

町民参加の機会を拡大し、情報公開を進め、町民の声をしっかりと汲み、議会の活発な議論を起こしていくことこそ求められています。

ムダを省き、町民の立場に立った行政改革を進めていくためには、議員こそ町民の目線にそって、行政を厳しく監視し、意見を述べていくことが決定的に重要です。そして、その立場から議会関係費などを見直していくことが大切です。その「行政を厳しくチェックする」側を必要以上に減らしていくことは、議会としての自殺行為といわなければなりません。

議会改革や活性化は、議員の定数減で図れるものではなく、まさに各議員の自覚において真摯に取り組むべき問題です。

町議会は、住民の要求を行政に反映させ、住民の暮らしと権利にかかわる予算の決定や条例の審議・議決を行うなど首長がすすめる行政をチェック・監視するなどの重要な役割をもっています。議員定数削減は、町民の声を町政に届

けるパイプを細くし議会をますます町民から遠ざけます。「改革」というなら、町民の声を届けるパイプをむしろ太くすべきです。

第4に、議員を少数にしたから精鋭になるものでなく、現在の定数で、より精鋭の議会にする必要があることです。これ以上の議員削減は間違いなく、議会の力を弱めます。

議員定数の問題は、地域民主主義と住民自治の問題であり、先人がたたかい、築いてきた一人ひとりの有権者の権利にかかわる問題です。選挙権とともに、被選挙権として立候補する権利、そして、住民の声が適正に反映される議員数と選挙制度が確保されてこそ、民主主義としての住民の権利が保障されます。女性の議会への進出や、若い世代も含め、現役子育て世代など、各階層、分野から議会が構成されることが望ましいことは言うまでもありません。これ以上の議員定数削減は、これらの方々の議会への進出の道を狭めることになり、住民の自治権を縮小させるものです。

定数削減を決める前に、多様な住民意思の適正な反映と、議会の権能を十分に発揮するために議員定数はどうあるべきか、議会改革の視点から慎重に検討することが求められます。町民の期待に応えた議会の改革を進めることを強く求めるものです。

以上の理由から、議員定数の削減を求める陳情は不採択とすべきです。